

「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

平成 30 年 12 月 1 日に公表した「杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針(案)」に対する区民等の意見提出手続の結果を踏まえ一部修正したうえで、以下のとおり方針を策定しました。

1. 政策等の題名

杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針

2. 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 実施期間

平成 30 年 12 月 1 日～平成 31 年 1 月 4 日 (35 日間)

(2) 公表方法

- ・広報すぎなみ 12 月 1 日号及び区公式ホームページ
- ・文書による閲覧 (みどり公園課、区政資料室、区民事務所(6 所)、図書館(13 館))

(3) 意見提出実績

計 6 件 (個人 6 件、団体 0 件)、 延べ 11 項目

- ・持参 1 件
- ・郵送・FAX・Eメール 3 件
- ・ホームページ 2 件

3. 提出された意見と区の考え方等 (別紙 1、2 のとおり)

区民等から提出された意見によるものも含め、9 か所を修正

4. 杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針 (別紙 3 のとおり)